

全国病院事業管理者協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、全国病院事業管理者協議会(以下「本会」という。)という。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員が管理する病院事業の健全化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 定例会議「全国病院事業管理者・事務責任者会議」の開催
- (2) 病院事業管理者を対象とする研修会の開催
- (3) 機関紙及びメーリングリストによる会員相互の情報交換
- (4) 病院事業の運営に係る個別相談
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 地方公営企業法を全部適用している団体の管理者で本会の目的に賛同して加入した者。なお、1人の管理者で病院事業と他の事業を兼ねる団体にあつては、病院事業の責任者とする。
- (2) 本会の目的に賛同して加入した者。

(入会及び会員資格の継承)

第5条 本会に入会しようとする者は、別記第1号様式による入会申込書に記名捺印のうえ、会長に提出するものとする。

- 2 前条に掲げる会員の属する団体で管理者もしくは責任者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。
- 3 入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記第2号様式による変更届出書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする会員は、別記第3号様式による退会届を会長へ提出することにより退会することができる。

第4章 組織及び役員等

(組織)

第7条 本会に議決機関として総会を置く。

- 2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に役員会を置く。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 10名以内

(会長)

第9条 会長は第4条第1号に規定する会員のうちから役員会において選任し、総会において承認を得なければならない。

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第10条 副会長は第4条第1号に規定する会員のうちから役員会において選任し、総会において承認を得なければならない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第11条 幹事は第4条第1号に規定する会員のうちから役員会において選任し、総会において承認を得なければならない。

- 2 幹事は、役員会に出席し、役員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、その終期は、選任され

- た年の翌々年の総会の終結の日とする。また、再任を妨げない。
- 2 任期中に役員が退任する場合、次期総会までの期間は、会員の中から、役員会が指名した者が役員を引き継ぐものとする。

(監事)

- 第13条 本会に、監事を2名置く。
- 2 監事は、第4条第1号に規定する会員のうちから会長が指名し、総会において承認を得なければならない。
 - 3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
 - 4 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
 - 5 監事の任期は、役員の任期に準ずる。

(名誉会長)

- 第14条 本会に、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、役員会において選任し、総会で報告する。
 - 3 名誉会長は、役員会に出席して意見を述べるができる。

(顧問)

- 第15条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会において選任し、総会で報告する。
 - 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(開催)

- 第16条 本会は、第2条に規定する目的の達成のため、年1回総会を開催する。
- 2 会長は、必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

(運営)

- 第17条 総会は会員で構成する。ただし、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体の職員に代理させることができる。
- 2 総会の議長は、会長とする。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、会員が議長に委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。
 - 4 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議決事項)

第 18 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選任
- (5) 次々年度の定例会議を担当する当番世話人の指名
- (6) 前号に掲げるもののほか、本会の運営に関する重要な事項

第 6 章 定例会議

(開催)

第 19 条 本会は、第 2 条に規定する目的の達成のため、年 1 回定例会議を開催する。

- 2 定例会議は、総会に併せて開催する。
- 3 定例会議の出席対象者は、会員の属する団体の職員とする。
- 4 定例会議は、当番世話人又は当番世話人が指名する者が総括する。

(当番世話人等の事務)

第 20 条 当番世話人は、役員会の了承のもと、定例会議の次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 開催日時及び会場の決定
- (2) 次第の決定
- (3) 議題のとりまとめ
- (4) 開催中の庶務
- (5) 終了後の事務局への会計報告
- 2 当番世話人は、定例会議運営に要する経費を見積もり、定例会議開催の 2 ヶ月前までに事務局へ当該金額の報告を行う。
- 3 事務局は、前項の規定により報告を受けた金額を定例会議開催の 1 ヶ月前までに開催団体に納付する。

第 7 章 役員会

(構成)

第 21 条 役員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事
- (4) 監事

- (5) 名誉会長
- (6) 顧問
- (7) 会長は、必要があるときは、前各号以外の者の出席を求めることができる。

(開催)

- 第 22 条 役員会の議長は、会長とする。
- 2 役員会は、定期的に議長が招集する。
 - 3 議長は、必要と認めるときは、役員会を臨時に招集することができる。
 - 4 役員会は、前条 1 号、2 号、3 号の過半数の出席により成立する。
 - 5 役員会の議事は、前項の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議決事項)

- 第 23 条 役員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 管理者研修会の開催に関する事
 - (4) 本会の会報の発行に関する事
 - (5) 総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。
 - (6) その他会長が認める総会の議決を要しない軽易な事項

第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 24 章 本会の事務を処理するため、会長の属する団体内に、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置き、会長が任命する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 9 章 会計等

(会費)

- 第 25 条 本会の会員は、会費として年額 50,000 円を事務局に納入しなければならない。

(会計)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 事務局は、収支予算及び監事の監査を受けた収支決算について、総会で承認を得なければならない。
- 3 会計について必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章 補則

(その他)

第 27 条 この会則は、総会で変更することができる。

- 2 この会則に定めのあるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が会員と協議のうえ、これを定める。

附 則

この会則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

なお、平成 17 年 10 月 17 日から施行した全国病院事業管理者協議会設置要綱は廃止する。

この会則は、平成 24 年 8 月 30 日から適用する。

この会則は、平成 25 年 8 月 29 日から適用する。

この会則は、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。

様式 1

令和 年 月 日

全国病院事業管理者協議会 会長 殿

全国病院事業管理者協議会 入会申込書

次のとおり全国病院事業管理者協議会入会を申し込みます。

都道府 県名		市町村 名	
代表者 (管理者) 名	印 名前フリガナ ()		
管 理 者 職 種	医師・事務	全適 年月	就任 年月

事務担当 組織名			
事務担当 者名			
住所	〒 -		
電話番号		電子メール	

様式 3

令和 年 月 日

全国病院事業管理者協議会 会長 殿

全国病院事業管理者協議会

退 会 届

このたび、都合により貴会を退会いたしたく、会則第6条の規程に基づき、退会届を提出します。

(退会理由)

[]

都道府 県名		市町村 名	
代表者 (管理者) 名	印		